令和２年度　救急病院等に関する更新について

資料１－１

１．承認事項

　令和２年度の堺市二次医療圏における二次救急告示病院の認定に関しては、新規申請はなく、更新対象である**１４病院から更新申請があった（資料１－２「令和２年度　救急病院等更新一覧表」参照）。**また、三次救急告示病院である堺市立総合医療センターからも引き続き三次救急告示病院としての更新申請があった。これら申請のあった病院が堺市二次医療圏における救急告示医療機関として適当かどうかご審議いただきたい。

２．更新内容の概要

（１）変更点

　①耳原総合病院より、協力診療科「婦人科（固定通年制（※１））」の追加の申請があった。

　②医療法人慈友会堺山口病院より、協力診療科「内科（固定通年制）」の追加、協力診療科「外科」を固定通年制から非通年制（※２）へ変更する申請があった。

　③堺若葉会病院より、協力診療科「外科」を固定通年制から非通年制へ変更する申請があった。

　④吉川病院より、協力診療科「内科」を固定通年制から非通年制へ変更する申請があった。

　変更点は以上４点のみで、それ以外の協力診療科は前回と同様の申請内容である。

（２）基準

受入実績評価基準は、更新申請があったすべての病院（協力診療科が精神科のみの医療機関は除く）が満たしていた。

児童虐待早期発見のための体制整備に関する基準についても、更新申請のあったすべての病院がＡかつＢ（Ｂ－１またはＢ－２）を満たしていた。

（３）関係者の意見

　　地区医師会、消防局、保健所から、当該更新申請の認定に関して、事前にご意見をいただいており、いずれも「救急告示医療機関として適当と認める。」とのご意見であった。

３．医療・病床部会での審議結果

　　上記案件については、書面により医療・病床部会でご審議いただき、「承認」との議決をいただいている。

※１「固定通年制」…365日24時間救急患者を受入れる協力体制を確保していること。

※２「非通年制（輪番制）」…365日24時間ではなく、特定の曜日（1日単位で24時間）などで救急患者を受入れる協力体制を確保していること。